

【ご意向に沿った商品内容か必ずご確認ください】

本書面および「パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等がお客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認くださいのうえ、お申込みください。

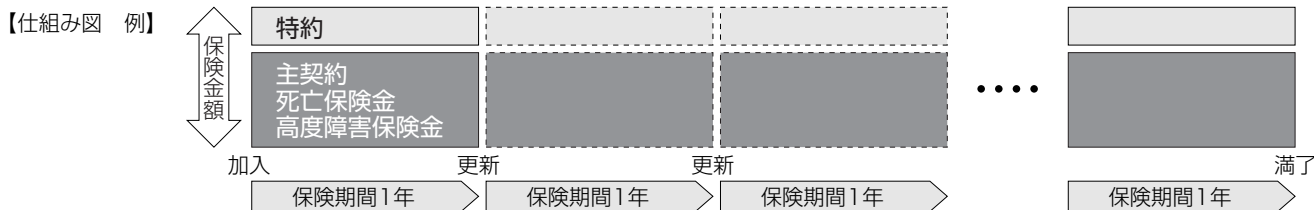
この【重要事項説明書】は、商工会議所・商工会生命共済制度の生命保険部分のうち、契約内容について特にご確認ください。また、既契約の解約などを前提とした新たなお申込みをされる場合、お客様に不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。具体的な制度内容については併せてパンフレットをご覧ください、ご不明な点等は所属商工会議所・商工会またはアクサ生命に照会してください。

<契約概要>

※各商工会議所・商工会の制度内容により保険金額の設定や付加される特約、保険料の取扱、満了年齢などが異なります。詳細は必ずパンフレットを参照してください。

■商品の名称 福祉団体定期保険

■商品の仕組み 商工会議所・商工会会員事業所の事業主・従業員の死亡等の保障を確保するために商工会議所・商工会等の団体を契約者として運営する団体保険商品です。



■保険期間 保険期間は各契約（商工会議所・商工会）毎に取り決めた更新日から1年間です。更新日に特段のお申出がない場合には、自動更新となり各契約（商工会議所・商工会）にて取り決めた更新限度の年齢まで更新することができます。

■主な保険金等の支払事由
 死亡保険金………保険期間中に加入者が死亡したとき。
 高度障害保険金…保険期間中に加入者が加入（増額）日以後に発生した傷害または疾病により所定の高度障害状態になったとき。
 ※高度障害保険金が支払われた場合にはその加入者についての保障は消滅し、その後の保険金のお支払はなくなります。
 ※受取人等の故意によるときなどの免責事由に該当した場合は、保険金をお支払できません。

■加入資格 加入資格は各契約（商工会議所・商工会）毎に取り決めています。詳細はパンフレットを参照してください。
 ※退職・退会等により加入資格を喪失した場合は、制度から脱退していただきます。

■保険料について 保険料は毎年の更新時に加入者の年齢構成・加入状況によって各契約（商工会議所・商工会）ごとに算出します。お支払方法・経路等も各契約（商工会議所・商工会）毎に取り決めていますので詳細はパンフレットを参照してください。

■配当金について この商品は毎年の更新後に各契約（商工会議所・商工会）毎に前保険期間の収支計算を行い、剰余金が生じた場合は契約者宛に配当金をお支払します。

■返戻金等 この商品には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受保険会社について】

この保険契約の引受会社は、アクサ生命保険株式会社です。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。
 アクサ生命保険株式会社（本社） 〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL03-6737-7777（代表）
 ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

【当制度に関するお手続き・相談・苦情窓口について】

当制度に関するお手続きやご相談は、団体（商工会議所・商工会）へお問い合わせいただくか、パンフレット記載の保険会社営業店へご連絡ください。
 当制度に関する苦情は、団体・保険会社営業店もしくは当社お客様相談室（TEL:03-6737-7350 受付時間：9:00～17:00、土・日・祝日、年末年始の当社休業日を除く）へご連絡ください。

【生命保険相談所について】

（社）生命保険協会「生命保険相談所」では電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、契約者等と保険会社との間で解決がつかない場合には、苦情・紛争処理のための公正な機関として生命保険相談所内に裁定審査会を設け契約者等の正当な利益の保護を図っております。
 生命保険協会ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>

<注意喚起情報>

■お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

この商品は団体を契約者とする団体保険契約であり被保険者となる方の加入申し込みにはクーリング・オフの適用はございません。

■告知の義務について

- 告知は、ご契約をお引き受けするかどうかを決める重要な事項です。告知事項が事実と違っていた場合には、ご契約が解除されたり、保険金等の支払を受けられないことがあります。
※告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日からの年月に関わらず、詐欺による無効を理由として、保険金等をお支払できないことがあります。（告知義務違反による解除の対象となる1年経過後にもご契約無効となることがあります。）
- 当社の取扱者へ口頭でお話されただけでは告知をしていただいたことになりません。必ず加入者ご自身が「告知事項」を確認のうえ、お申込みください。（取扱者・募集人には告知受領権はございません。）
- 当社の社員または当社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご契約のお申込内容または治療の経過・内容、障害の状況、事故の状況などについて事実確認させていただく場合があります。

●加入(増額)申込日現在、正常に就業している方で、下記の「告知事項」を確認のうえ、該当していない方のみお申込みください。

過去1年以内の健康状態	告知事項	①加入(増額)申込日より過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたことまたは継続して2週間以上の入院をしたことがある。
	留意事項	●手術とは、切開術に限らず、内視鏡(ファイバースコープ)・カテーテル・放射線・レーザー光線・超音波・温熱療法・放射線療法・体外衝撃波療法なども該当します。また、日帰り手術も上欄の告知事項に該当します。 ●「継続して2週間以上の入院」とは、転医、転科を含めて1日も途切れず連続して14日以上入院された場合をいいます。
	告知事項	②加入(増額)申込日より過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり、医師の治療・投薬を受けたことがある。
	留意事項	●「2週間以上にわたり」とは、合併症・続発症を含む一連の傷病で、転医、転科を含めて初診から終診までの医師による治療・投薬を受けていた期間をいいます。（実際の診療日数ではありません。） ●「治療」には診察、検査および食餌療法・運動療法も含まれます。

【病気・けがの例示】心臓病・高血圧症・脳卒中・精神病・てんかん・ぜんそく・肺結核・胃かいよう・十二指腸かいよう・肝臓病・腎臓病・緑内障・がん・糖尿病・リウマチ・頭部外傷・その他

■保険金等をお支払できない場合について

次のような場合には保険金等をお支払できない場合がありますので特にご注意ください。

1. 免責事由に該当する場合

- 効力発生日から1年以内の加入者の自殺
- 保険契約者・加入者・保険金受取人の故意によるとき
- 戦争その他の変乱によるとき

2. 効力発生日前の疾病や不慮の事故を原因とする場合

3. 告知義務違反の場合

契約者または加入者から告知していただいた内容が事実と相違し、契約の全部またはその加入者の部分が告知義務違反により解除された場合

4. 詐欺・不法取得目的による無効の場合

契約者または加入者に詐欺の行為または保険金等の不法取得目的があつて契約の全部またはその加入者の部分が無効とされた場合

■責任開始期（効力発生日）について

加入申込日（告知日）と責任開始期（効力発生日）については各契約（商工会議所・商工会）毎に取り決めています。詳細はパンフレットにて確認してください。なお、初回保険料の払込がなかった場合は申込取消となり、効力が発生しない場合がありますのでご注意ください。

生命保険会社職員、代理店、団体の役職員には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

■保険料の払い込みについて

各団体が定めた方法により保険料を払い込んでいただきます。保険料の払込がなかった場合、最後に払い込まれた保険料の応当月末をもって脱退扱となり以降の保障がなくなる場合があります。詳細はパンフレットにて確認してください。

■返戻金等

この商品には加入者の中途脱退による払戻金はありません。

【引受会社の信用リスク・生命保険契約者保護機構について】

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入に当たってお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構 ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>



アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)